平成２７年（再イ）第２２号
北海道旭川市旭神３条１丁目１番10号
再生債務者　中家　俊幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年２月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年２月17日　　旭川地方裁判所民事部
平成２７年（再ロ）第２号
秋田県にかほ市金浦字金浦108番地１
再生債務者　池田　孝幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年２月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年２月17日
秋田地方裁判所本荘支部再生係
平成２７年（再イ）第１２３号
さいたま市西区大字高木57番地３
再生債務者　増田　秀樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年２月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年２月17日
さいたま地方裁判所第３民事部
平成２７年（再イ）第３１号
三重県津市藤方1691－１　ヴェルドミールＡ102
再生債務者　前田　憲輝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年２月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年２月17日　　津地方裁判所再生係
平成２７年（再イ）第１５号
三重県名張市百合が丘東７番町92番地
再生債務者　宮本　和明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年２月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年２月17日　　津地方裁判所伊賀支部
平成２７年（再イ）第３９号
三重県三重郡菰野町大字杉谷2326番地49
再生債務者　小泉陽一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年２月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年２月17日　津地方裁判所四日市支部
平成２７年（再イ）第７５号
広島県東広島市西条町田口125番地31
再生債務者　木谷　勝則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年２月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年２月17日
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第３９号
大阪府八尾市永畑町１丁目１番12号
再生債務者　森川　功夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年２月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年２月16日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２７年（再ロ）第４号
岡山県備前市蕃山1309－１蕃山荘、(住民票上の住所）岡山県和気郡和気町加三方420番地３
再生債務者　遠藤　藤子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年２月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年２月17日
岡山地方裁判所第３民事部
平成２７年（再ロ）第１０号
大阪府松原市天美南６丁目６番９－302号
再生債務者　清水　孝司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年２月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年２月16日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係
平成２７年（再ロ）第１号
福島県郡山市桃見台８番３号　チサンマンション108号
再生債務者　荒木　崇広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年２月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年２月17日
福島地方裁判所郡山支部再生係

保険料の前納払込みに係る保険料の払込みの時期等を定める公告

経過措置に関する簡易生命保険約款第39条第５項、第47条第５項及び第59条第５項、終身保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第51条第５項、定期保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第41条第４項、養老保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第50条第５項、学資保険及び育英年金付学資保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第60条第６項、夫婦保険簡易生命保険約款第11条第２項及び第46条第５項、終身年金保険簡易生命保険約款第12条第２項及び第50条第５項、定期年金保険簡易生命保険約款第12条第２項及び第35条第４項、夫婦年金保険簡易生命保険約款第10条第２項及び第39条第５項、終身年金保険付終身保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第53条第６項、夫婦年金保険付夫婦保険簡易生命保険約款第11条第２項及び第53条第６項、簡易生命保険特約簡易生命保険約款第11条第２項及び第60条第４項、財形貯蓄保険簡易生命保険約款第33条第４項、財形終身年金保険簡易生命保険約款第34条第４項、確定拠出終身年金保険簡易生命保険約款第16条第４項並びに口座払込みに関する簡易生命保険約款第２条第３項に規定する保険料の払込みの時期、年ごとの効力発生応当日の到来の時期、保険期間の満了する日の到来の時期、特約保険料の払込みの時期及び特約の保険期間の満了する日の到来の時期を次のとおり定めたので、平成28年４月１日から施行します。
平成 28 年３月１日
独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構
理事長　浦野　道郎
平成28年４月１日から平成29年３月31日まで

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成28年２月16日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第47条第２項に基づき公告します。
平成 28 年３月１日
東京都中央区日本橋本石町３丁目２番12号
社会保険労務士会館８階
全国社会保険労務士厚生年金基金
代表清算人　浅香　博胡

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成28年２月16日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき公告します。
１．代表清算人氏名　浅香　博胡
２．住所　東京都中央区日本橋本石町３丁目２番12号社会保険労務士会館８階
平成 28 年３月１日
全国社会保険労務士厚生年金基金